

学校開放事業に関する注意事項（令和5年4月1日版）

1 はじめに

学校開放事業は学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するものです。教育活動に影響を与えないよう、学校・運営団体・利用者がそれぞれ感染拡大防止に最大限努めながら活動する必要があります。

「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「換気」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続し、地域の感染状況を踏まえ、必要な感染拡大防止対策が実施可能な場合にのみ、学校開放事業を実施してください。

なお、これまで中止としていた学校開放を再開する場合は、学校と文化・スポーツクラブの間で協議を行い、必要に応じて別紙1「学校開放事業の再開に関する事前調整 チェックシート【学校・運営団体用】」を作成してください。

2 事業実施条件及びその準備、実施中の注意事項

(1) 実施の条件

ア 活動終了時刻

活動終了時刻は、21時です。

※終了時刻の21時までに清掃作業等を終了し、学校敷地外に出て下さい。

イ 実施条件

(ア) マスクの取り扱いについて

屋内外を問わず、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用を求めません。

※運動時は、今後、熱中症の危険性が高まることから、特にマスクを外すよう呼びかけをお願いします。

※基礎疾患や花粉症など様々な事情により、マスクの着用を希望する方あるいはマスクの着用を希望しない方もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにしてください。

(イ) 活動場所毎の実施条件

活動場所	実施の可否	条件
校庭	○ (条件付き)	・マスク着用は個人の選択 ・一斉に大きな声で話す活動において、近距離で向かい合っの発声は避けること ※大声での会話は控えること。 ※マスクを着用する場合は、健康・安全面に十分注意し、熱中症対策を優先する。
体育館、 武道場	○ (条件付き)	・換気を十分に行う。 ・マスク着用は個人の選択 ・一斉に大きな声で話す活動において、近距離で向かい合っの発声は避けること

		<p>※大声での会話は控えること。</p> <p>※マスクを着用する場合は、健康・安全面に十分注意し、熱中症対策を優先する。</p>
特別教室	○ (条件付き)	<p>・換気を十分に行う。</p> <p>・マスク着用は個人の選択</p> <p>※大声での会話は控えること。</p> <p>・<u>大声での発声を伴う利用（コーラス、歌唱等）、管楽器など呼気を使う楽器を演奏する場合、マスクの着用は求めず、横の人と触れ合わない程度の距離を確保し、向かい合っでの歌唱は控えること。</u></p> <p>※マスクを着用して活動を行う際は、健康・安全面に十分注意し、熱中症対策を優先する。</p>
市民図書室	○ (条件付き)	<p>・換気を十分に行う。</p> <p>・マスク着用は個人の選択</p> <p>※大声での会話は控えること。</p> <p>※マスクを着用して活動を行う際は、健康・安全面に十分注意し、熱中症対策を優先する。</p>

ウ 使用用具

学校開放で使用する用具は利用者が用意します。クラブや登録団体が所有する備品や消耗品を学校に保管することは**原則禁止**です。運営団体が個別に学校と調整している場合は次のとおり再度調整してください。

(ア) 学校に許可を得て校内保管している備品等がある場合

備品の保管場所、取扱い等について、運営団体は**必ず学校と調整し、合意した内容を実施**してください。

(イ) 学校備品を借りて活動している場合

運営団体は学校備品を引き続き使用して問題ないか、**必ず学校に確認**してください。あわせて、備品の取扱い等について学校の指示に従ってください。

エ 活動場所の消毒

日常的な清掃、利用者の手洗いなどを適切に行い、活動後の消毒は省略します。

感染者が判明した際は、感染拡大防止として活動中によく触れる場所や共有物品の消毒を行ってください。

※学校と協議した結果、引き続き消毒作業が必要な場合は学校の指示に従ってください。

オ 活動してよい利用者

次の全ての条件を満たす利用者のみ活動してください。

- ・健康観察を実施し、体調に異常がない方
- ・基礎疾患があるなど免疫が低下している状態ではない方

※利用団体に正式に所属していない場合（体験入部など）や、活動に参加しない場合（見学、引率・見守り、送迎）であっても、正式に所属している方と同様に感染拡大防止対策（「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「換気」及び「手洗いなどの手指衛生」など）を実施してください。

カ 利用者の健康観察の仕方

利用者は**来校前に必ず検温**することを徹底してください。検温により、**37.5度以上の場合や味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は活動に参加せず**、自宅で休養してください。また、同居家族や身近な知人に感染が疑われる、基礎疾患がある、免疫が低下している、妊婦など重症化のリスクが高い利用者は、活動を自粛してください。

<注意喚起>

他団体との試合や合同試合、自主事業などの催しでは人との接触が増えるため、より感染症対策が重要になります。実施前に、参加者やその同居家族について健康観察をしっかりと行うことや、発熱等の風邪症状がある場合は通常の利用も含め、参加を控えるなどの対応をお願いします。

キ 利用者の確実な把握の仕方

陽性が判明した場合に備え、利用団体の代表者は、速やかに報告を行える体制をあらかじめ整えてください。

ク 他団体との試合や合同練習

他団体と試合や合同練習を行う場合は、**感染拡大防止の観点から利用団体が次の条件を順守できる場合にのみ利用可能**とします。

<試合や合同練習の実施条件>

- ① 大声での会話は控える。また、一斉に大きな声で話す活動において、近距離で向かい合っただけの発声は避ける。
- ② 試合や合同練習の相手方の利用者については、利用者名、連絡先等を記録するなど、感染が発生した場合に直ちに利用者が特定できる状態とする。
- ③ 利用者全員が感染防止対策を徹底して実施できるよう、別紙2「学校開放を利用する皆さんへ（令和5年4月1日改定版）」を他団体の全員にも配布すること。

ク コ 利用の仕方を利用者全員に周知徹底

利用者全員が感染防止対策を徹底して実施できるよう、学校開放事業を再開する際に、別紙2「学校開放事業を利用する皆さんへ（令和5年4月1日改訂版）」を**利用者全員に配布**してください。また、別紙3「学校開放利用時の感染症対策チェックシート【利用団体用】（令和5年4月1日改訂版）」を活用し、学校と運営団体間の事前調整で決定した内容も併せて利用団体に周知徹底してください。

サ 別紙3「学校開放利用時の感染症対策チェックシート【利用団体用】（令和5年4

月1日改訂版)」の集約・保管

学校開放事業の取扱いに変更があった際、運営団体は利用団体がチェック欄を全て埋めたうえで代表者名を記載したものを、**集約し保管**してください。学校へ提出する必要はありませんが、必要に応じて学校から閲覧や提出を求められる場合がありますので、ご承知おきください。

(2) 活動前

ア 検温や健康観察

(1) カを参考に**徹底して実施**します。

(3) 活動中

ア 参加者の人数確認

利用団体の代表者は活動当日の参加人数を確認し、利用者の体調に注意し、発熱等の風邪の症状がある場合は自宅で休養することを徹底します。

イ 3密を避ける取組

(ア) 密閉を避けるためこまめな換気を行う

天候や気温等可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて換気を行ってください。

※体育館のような広い場所、人の密度が低い状態であっても、換気は行ってください。また、エアコン使用時も換気は必要です。

(イ) 密集を避けるため身体的距離を確保する

人との間隔は可能な限り空けてください。

(ウ) マスクの着用

屋内外を問わず、**個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用を求めません。**

※運動時や登下校時等は、今後、熱中症の危険性が高まることから、特にマスクを外すよう呼びかけをお願いします。

※基礎疾患や花粉症など様々な事情により、マスクの着用を希望する方もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにしてください。

(4) 活動後

ア 利用した場所の掃除

普通使用許可書に利用場所の原状復帰と清掃が規定されています。それに加えて3ページ(1)エ※のとおり事前調整で消毒が必要な場合は、決めた場所・方法による消毒を行います。

イ 利用後は利用場所や学校敷地内、門付近にとどまらず、速やかに解散する

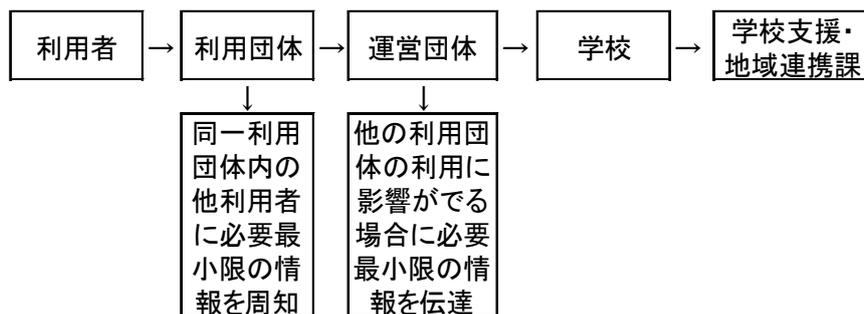
利用後は清掃等が終了次第、退出してください。

(5) その他

各学校で（１）～（４）以外に個別に定める事項がある場合はチェックシートに欄を追加して記載し、学校開放再開時に学校と運営団体の双方で調整内容を確認します。また、チェックシートの他に文書を作成して取り交わしても問題ありません。

3 利用者の感染(陽性)が確定した場合

感染の報告など状況が分かり次第、速やかに関係団体へ連絡が必要となります。そのため、関係各所の連絡体制をあらかじめ整理し、確実に報告できる体制を整えてください。



上記のフローに従い、必要な情報について報告や連絡を行います。

【情報連絡時の注意事項】

感染の情報は迅速に報告すると同時に、個人のプライバシーに十分配慮し、必要最小限の範囲で情報共有するなど取扱いに注意してください。

運営団体から他利用団体に周知が必要となる場合とは、利用者が感染し、その利用した施設において、学校開放事業が中止となる等、他の利用団体の利用に影響が出る場合です。感染症は誰にでも発症しうるものです。感染を理由とした偏見や差別が起きないように、十分ご注意ください。

(1) 利用者（感染者等）の行うこと

[報告・連絡]

- ・感染した旨を速やかに所属する利用団体に報告をします。療養期間中は活動への参加はできません。

[対応]

- ・横浜市健康福祉局健康安全課や各区福祉保健センターのホームページで最新の情報を参照し、掲載情報に従ってご対応ください。

(健康福祉局健康安全課 HP : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/kansensho/coronavirus/d.html#C6344>)

(2) 利用団体が行うこと

ア 報告・連絡

利用者から報告を受けて感染者が発生した旨を速やかに運営団体に報告をします。また、必要な情報を所属する他の利用者に伝達します。情報の取扱いは、

個人情報保護や人権の観点から十分留意が必要です。

イ 対応

感染拡大防止として活動中によく触れる場所や共有物品の消毒を行ってください。また、横浜市健康福祉局健康安全課や各区福祉保健センターのホームページで最新の情報を参照し、陽性者による濃厚接触者の確認等に協力してください。陽性者による濃厚接触者の確認が終了次第、運営団体や学校と協議の上活動を再開します。

(3) 運営団体が行うこと

ア 報告・連絡

利用団体から報告を受けて感染者が発生した旨を速やかに学校に報告をします。また、当該施設において学校開放事業が中止となる等、他の利用団体の利用に影響が出る場合は当該施設を利用する他の利用団体に必要最小限の情報を伝達します。情報の取扱いは、個人情報保護や人権の観点から十分留意が必要です。

イ 対応

陽性者による濃厚接触者の確認等の対応が終了次第、利用団体や学校と協議の上、活動を再開します。

(4) 学校が行うこと

★運営団体からの陽性者についての情報を学校支援・地域連携課に報告します。(濃厚接触者についての報告は**不要**です。)

報告は「【△△学校(○区)】学校開放コロナ情報報告書」(Wordファイル)に必要事項を記入の上、パスワード設定は変更せず、電子メールで学校支援・地域連携課の学校開放業務メールアドレス<ky-schkaihou@city.yokohama.jp>あてにお送りください。(パスワードについては学校あて通知をご確認ください。)

土曜日や日曜日などの閉庁日及び平日の夜間に感染等が発生し、**特別に判断を要する必要がある場合や、緊急を要する場合は、学校支援・地域連携課長の携帯電話に御連絡**下さい。

児童・生徒の健康状態を注視してください。学校教育に支障をきたすと判断される場合、濃厚接触者が特定された後も引き続き学校開放事業を中止することができます。再開時期は、運営団体と感染防止対策などを協議したうえで決定してください。

※感染者の発生や消毒の指示などは利用団体から報告が挙げられますが、学校において施設の消毒など判断に迷う場合は、区福祉保健センター福祉保健課に指示を仰いでください。

(5) 学校支援・地域連携課

学校支援・地域連携課は方面別事務所、健康教育・食育課、小中学校企画課、その他関係所管課に速やかに情報を共有します。

<状況別学校開放事業の利用>

利用者の状況	利用者が陽性となった場合 (自主療養を含む)
当該利用者	医療機関の指示または横浜市ホームページ等の掲載情報に従い、療養期間中は活動への参加は不可
当該利用者が所属する利用団体	陽性者による濃厚接触者の確認等の対応が完了するまで活動中止 その後は運営団体や学校と協議し活動再開
当該施設を使用する他の利用団体	運営団体と学校の協議結果を踏まえ活動可
当該施設を使用しない利用団体	活動可
運営団体	利用団体、学校と協議し活動再開の判断を行う

(横浜市健康福祉局健康安全課 HP : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoyobosesshu/kansensho/coronavirus/d.html#C6344>)

【学校閉庁日に学校開放事業において新型コロナウイルス感染者が発生した際の取扱】

学校閉庁日は学校に連絡が付きません。学校閉庁日は学校により期間が異なるため、運営団体はあらかじめ学校に学校閉庁期間を確認し、学校閉庁期間の感染報告や活動の再開について、次の内容を基本として、学校と協議してください。

(1) 感染の報告

運営団体は速やかに学校へ報告することとなっていますが、学校閉庁日は教育活動を行っていないため、学校閉庁期間後に報告を行って下さい。

また、学校から学校支援・地域連携課への感染確定報告も学校閉庁期間後に行って下さい。

(2) 利用者が陽性となった利用団体等の利用再開

当該利用者が所属する利用団体、当該施設を使用する他の利用団体については、運営団体と学校が協議の上、利用の可否を検討することとなっていますが、学校閉庁期間中は学校と協議できないため、運営団体はあらかじめ次の判断基準を基本として、学校と学校閉庁期間中の取扱を協議したうえで、学校閉庁期間中は運営団体が活動の再開を判断してください。

[利用再開の判断基準 (例)]

- ・利用施設の消毒が完了していること

- ・陽性者による濃厚接触者の確認等の対応が終了し、団体内での感染の広がりが
ないこと

※学校と協議した結果、学校閉庁期間中に感染報告や利用再開の協議が必要と学校が判断した場合は、その指示に従ってください。

5 自主事業について

運営団体が主催する地域に向けたスポーツ・文化活動の企画・実施については、感染症予防に十分配慮したうえで実施してください。

人との接触が増えるため、より感染症対策が重要になります。事業実施前に、参加者やその同居家族について健康観察をしっかりと行うことや、発熱等の風邪症状がある場合は通常の利用も含め、参加を控えるなどの対応をお願いします。